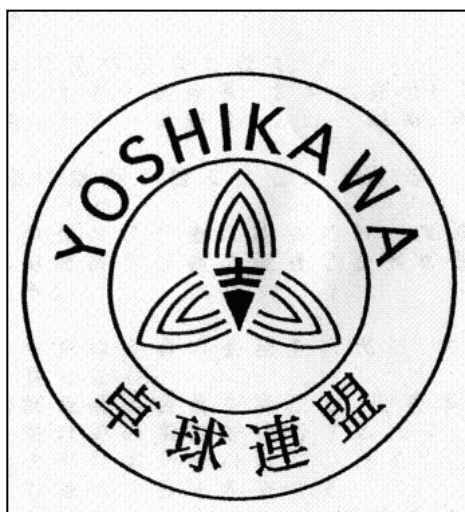


吉川市卓球連盟会則



吉川市卓球連盟

吉川市卓球連盟会則

第 1 条 本会は吉川市卓球連盟と称し、本会の事務所は会長宅に置く。

第 2 条 本会はスポーツ精神の育成と卓球技術の向上を通じ、会員相互の
(目的) 親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は年齢を問わず吉川市のほか東部連盟内加盟地区に在住・在勤・在学の団体
(構成) クラブ登録（1クラブチームの条件・5名以上 且つ 50%以上）の
卓球愛好者によって構成し、連盟の承認を要るものとする。

第 4 条 入会は第3条に該当する者が、役員会の承認を得て入会出来るものとする。

第 5 条 本会は次の役員を置く。

1. 会 長	1 名
2. 副 会 長	2 名
3. 事 務 局	2 名
4. 理 事	若干名
5. 会 計	2 名
6. 体協 理事	1 名
7. 体協評議員	1 名
8. 会計 監査	1 名

第 6 条 本会に、顧問・相談役を置くことが出来る。

第 7 条 役員を選任は、次の通りとする。

1. 会長及び会計監査は、総会によって選出する。
2. 副会長及び他の役員は、会長の推薦に依る。

第 8 条 役員職務は次の通りとする。

- (役 務)
1. 会長は、本連盟の会務を統括、本連盟を代表し会議の議長となる。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事長は会長・副会長を補佐して、会務を掌握、執行する。
 4. 事務局は本会の企画・構成をし、運営にあたる。
 5. 会計は会計事務を処理し、予算管理を行う。
 6. 体協理事は、本会の理事として体育協会の会務を執行する。
 7. 体協評議員は、本会の理事として体育協会の業務に関する事項を審議する。
 8. 会計監査は定期及び、臨時に会計を監査する。

- 第 9 条 役員の仕事は2年とし、交代は年度末に行い再任を妨げない。
(任 務) 補欠によって、就任した役員は前任の残任期間とする。
- 第 10 条 本会は定期総会を年1回開催し、事業報告・会計報告及び事業計画・予算案の審議
(会 議) をし承認を得るものとする。
また、必要に応じ役員会を開催するものとする。
- 第 11 条 全ての会議の成立は、役員の過半数とする。 また、会議の採決は挙手により
(決 議) 出席構成員の2分の1以上の同意を以て決定し、可否同数の場合は、議長が決定する。
- 第 12 条 本会は第2条の目的達成のため、次の事を行う。
(行 事)
 1. 各種大会への参加
 2. 技術講習会
 3. 大会の開催
 4. その他 必要な事業
- 第 13 条 本会の運営は次の収入により行う。
(運 営)
 1. 体育協会助成金
 2. 年会費及び大会参加費
 3. その他 雑収入
- 第 14 条 役員がその仕事を遂行するにあたり支障ある場合、役員会において
3分の2以上の同意で解任することが出来る。
- 第 15 条 本会則の施行に関し、細則は役員会で別にこれを定める。
- 第 16 条 本会の改定ある場合は、役員会の協議の上、総会で承認を得る。
- 附 則 この会則(改定)は平成30年 4月1日から施行する。